

省令第1条第2項第14号ハ(1)に規定する測定

4月11日

排水基準等に係る項目

1 アルキル水銀化合物	<0.0005	
2 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	<0.0005	
3 カドミウム及びその化合物	<0.01	
4 鉛及びその化合物	<0.01	
5 有機燐化合物	<0.1	
6 六価クロム化合物	<0.05	
7 砒素及びその化合物	<0.01	
8 シアン化合物	<0.1	
9 ポリ塩化ビフェニル	<0.0005	
10 トリクロロエチレン	<0.03	
11 テトラクロロエチレン	<0.01	
12 ジクロロメタン	<0.02	
13 四塩化炭素	<0.002	
14 1・2ジクロロエタン	<0.004	
15 1・1ジクロロエチレン	<0.02	
16 シス1・2ジクロロエチレン	<0.04	
17 1・1・1トリクロロエタン	<0.05	
18 1・1・2トリクロロエタン	<0.006	
19 1・3ジクロロプロペン	<0.002	
20 チウラム	<0.006	
21 シマジン	<0.003	
22 チオベンカルブ	<0.02	
23 ベンゼン	<0.01	
24 セレン及びその化合物	<0.01	
25 ほう素及びその化合物	<0.1	
26 ふっ素及びその化合物	<0.1	
27 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		0.6
28 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	<1	
29 ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	<1	
30 フェノール類含有量	<0.1	
31 銅含有量	<0.1	
32 亜鉛含有量	<0.1	
33 溶解性鉄含有量	<0.1	
34 溶解性マンガン含有量	<0.1	
35 クロム含有量	<0.01	
36 大腸菌群数		0
37 燐含有量	<0.05	